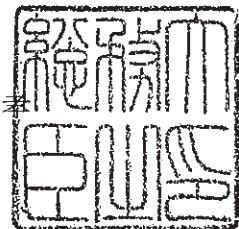


総 政 企 第 10 号
平 成 25 年 1 月 25 日

統計委員会委員長
樋 口 美 雄 殿

総 務 大 臣
新 藤 義 孝



諮問第49号
埋蔵鉱量統計の指定の解除について（諮問）

標記について、基幹統計の指定の解除についての適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(埋蔵鉱量統計の基幹統計としての指定の解除について)

- 1 埋蔵鉱量統計は、日本国内に埋蔵されている鉱物（石炭、亜炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスを除く。）の実態を明らかにすることを目的として、埋蔵鉱量統計調査（基幹統計調査）により作成される調査統計である。

埋蔵鉱量統計は、昭和 25 年 8 月に旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計として指定され、平成 21 年 4 月からは、現行の統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）の全面施行に伴い、同法第 2 条第 4 項第 3 号に規定される基幹統計として指定されている。

- 2 埋蔵鉱量統計は、昭和 25 年の指定当初は、主に鉱物資源の合理的利用及び資源の安定供給を図ることを目的とした国内探鉱開発政策を推進するための基礎資料として利用されてきたが、指定当時に比べ、現在の鉱物資源は、海外鉱山から調達されたものが大宗を占める状況となったため、平成 15 年末をもって同政策は終了した。

その後、経済産業省は、同統計の関連する行政施策等への新たな利用可能性も含め、埋蔵鉱物資源を取り巻く状況について注視してきたところ、現在の埋蔵鉱物資源に係る政策は「資源確保指針」（平成 20 年 3 月 28 日閣議了解）の考え方を踏まえて平成 24 年 6 月に策定された「資源確保戦略」に基づき、上流権益確保の更なる推進、代替材料の開発・普及、リサイクルの推進及び備蓄の増強に対してリソースを重点配分していることに加え、これに代わる新たな政策ニーズも確認できないことから、調査鉱物の埋蔵鉱量を引き続き基幹統計として作成する重要性は低下している。その点について十分首肯し得ることから、報告義務を課してまで埋蔵鉱量統計調査を実施する必要性は低下している。

- 3 一方、経済産業省は、埋蔵鉱量統計について、現状では経済産業省及び業界団体において利用されていないなど、全国的な政策の企画立案・実施又は民間における意思決定等のための顕著な利用例は確認できないとしており、また、資源戦略を推進する上で、自国の鉱物の埋蔵量等を積極的に公表している国はほとんどないことから、国際比較が求められている統計としても認められないとしている。

- 4 こうしたことから、埋蔵鉱量統計は、法第 2 条第 4 項第 3 号に規定する基幹統計の指定に係る 3 要件のうち、同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」、同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」、同号ハの「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」のいずれにも該当しなくなったものと考えられる。

- 5 また、埋蔵鉱量統計については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）においても、基幹統計から除外すべき統計として掲げられている。

- 6 以上の理由から、埋蔵鉱量統計の基幹統計としての指定を解除することとしたい。

埋蔵鉱量統計調査の概要

調査の目的

埋蔵鉱量統計調査は、日本国内に埋蔵されている鉱物（石炭、亜炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスを除く。）の実態を明らかにすることを目的として、昭和26年～平成15年まではおおむね2年おき、平成16年以降は5年ごとに実施されている。

調査の概要

調査対象

金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、硫化鉄鉱、鉄鉱、砂鉄、マンガン鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、クロム鉄鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、黒鉛、重晶石、ほたる石、石綿、いおう、石こう、けい石（軟けい石を除く。）、ろう石、石灰石、ドロマイト及び耐火粘土（ゼーゲルコーン番号31以上の耐火度を有するものに限る。）の鉱業権を有する者：513鉱山（411事業所）（平成21年調査）

報告事項

- ① 鉱床名、鉱区、埋蔵鉱量（鉱種、鉱量、品位、含有量）
- ② 可採粗鉱量（鉱種、鉱量、品位、含有量）、採鉱実収率、ズリ混入率、実収鉱量、不純分含有率

期日

調査実施年4月1日現在

流れ

経済産業省（資源エネルギー庁）—経済産業局—報告者
（郵送又はオンラインにより調査）

公表

調査結果を翌年3月末までに資源エネルギー庁のホームページで公表

結果の利用

- 国内探鉱長期計画を策定するための基礎資料
- 金属鉱業経営安定化融資の企画・立案のための基礎資料
- 「鉱業便覧」（経済産業調査会発行）

等

平成 2 1 年度 埋蔵鉱量統計調査結果 (平成 2 1 年 4 月 1 日現在)

1. 金 鉱

調査鉱山数 (4)

	埋 蔵 鉱 量			可 採 粗 鉱 量			実収鉱量 (t)	採鉱実収率 (%)	ズリ混入率 (%)
	鉱量 (t)	品位 (g/t)	含有量 (kg)	鉱量 (t)	品位 (g/t)	含有量 (kg)			
確 定	1,370,810	5.0	6,868	406,490	5.2	2,114	377,750		
推 定	639,950	4.2	2,696	162,270	5.0	804	147,494		
予 想	2,385,765	2.2	5,237	2,372,615	2.2	5,167	2,372,615		
計	4,396,525	3.4	14,801	2,941,375	2.7	8,085	2,897,859	65.9%	1.5%

2 1. けい石

(イ) 白けい石

調査鉱山数 (17)

	埋 蔵 鉱 量			可 採 粗 鉱 量			実収鉱量 (千 t)	採鉱実収率 (%)	ズリ混入率 (%)
	鉱量 (千 t)	品位 (%)	含有量 (千 t)	鉱量 (千 t)	品位 (%)	含有量 (千 t)			
確 定	120,348	93.9%	112,997	91,739	93%	85,634	83,808		
推 定	66,639	93.0%	62,001	44,820	92%	41,277	41,910		
予 想	68,616	91.8%	62,966	30,338	94%	28,522	28,769		
計	255,603.1	93.1%	237,963.5	166,896.1	93%	155433.1	154485.8	60.4%	7.4%

(ロ) 天然けい砂

調査鉱山数 (27)

	埋 蔵 鉱 量			可 採 粗 鉱 量			実収鉱量 (千 t)	採鉱実収率 (%)	ズリ混入率 (%)
	鉱量 (千 t)	品位 (%)	含有量 (千 t)	鉱量 (千 t)	品位 (%)	含有量 (千 t)			
確 定	360,965	93.6%	337,967	84,455	91%	76,884	73,607		
推 定	62,624	90.0%	56,337	46,039	88%	40,720	28,956		
予 想	29,104	87.1%	25,353	22,382	82%	18,288	21,384		
計	452,693.1	92.7%	419,658.0	152,875.9	89%	135891.6	123946.9	27.4%	18.9%

(二) 蛙目けい砂

調査鉱山数 (3)

	埋 蔵 鉱 量			可 採 粗 鉱 量			実収鉱量 (千 t)	採鉱実収率 (%)	ズリ混入率 (%)
	鉱量 (千 t)	品位 (%)	含有量 (千 t)	鉱量 (千 t)	品位 (%)	含有量 (千 t)			
確 定	5,456	46.8%	2,554	4,399	47%	2,062	4,399		
推 定	2,200	47.3%	1,041	1,793	47%	852	1,793		
予 想	1,244	34.8%	433	1,081	33%	357	1,081		
計	8,899.4	45.2%	4,026.8	7,272.8	45%	3,270	7272.8	81.7%	0.0%

2 2. ろう石

調査鉱山数 (15)

	埋 蔵 鉱 量 (千 t)	可 採 粗 鉱 量 (千 t)	実収鉱量 (千 t)	採鉱実収率 (%)	ズリ混入率 (%)
確 定	24,633.6	21,834.6	11,040		
推 定	25,944.5	20,076.7	19,962		
予 想	24,165.0	15,248.1	13,314		
計	74,743.1	57,159.4	44315.4	59.3%	22.5%

2 3. 石灰石

調査鉱山数 (154)

	埋 蔵 鉱 量			可 採 粗 鉱 量			実収鉱量 (千 t)	採鉱実収率 (%)	ズリ混入率 (%)
	鉱量 (千 t)	品位 (%)	含有量 (千 t)	鉱量 (千 t)	品位 (%)	含有量 (千 t)			
確 定	7,587,658	51.6%	3,912,318	5,945,736	53%	3,157,032	5,541,012		
推 定	6,664,511	51.8%	3,452,717	5,050,586	53%	2,667,337	4,729,299		
予 想	30,611,412	54.4%	16,641,692	16,216,720	54%	8,728,695	14,709,358		
計	44,863,581.6	53.5%	24,006,726.0	27,213,040.7	53%	14553063.8	24979669.3	55.7%	8.2%

24. ドロマイト

調査鉱山数 (12)

	埋 蔵 鉱 量			可 採 粗 鉱 量			実収鉱量 (千 t)	採鉱実収率 (%)	ズリ混入率 (%)
	鉱量 (千 t)	品位 (%)	含有量 (千 t)	鉱量 (千 t)	品位 (%)	含有量 (千 t)			
確 定	349,348	17.7%	62,003	285,760	18%	50,686	276,858		
推 定	255,789	17.8%	45,468	196,180	18%	34,764	189,418		
予 想	716,339	16.8%	120,419	381,721	17%	63,205	374,489		
計	1,321,475.8	17.2%	227,890.3	863,661.9	17%	148,654.5	840,765.0	63.6%	2.7%

25. 耐火粘土

(イ) カオリン

調査鉱山数 (5)

	埋 蔵 鉱 量 (千 t)	可 採 粗 鉱 量 (千 t)	実収鉱量 (千 t)	採鉱実収率 (%)	ズリ混入率 (%)
確 定	3,205.9	2,384.7	2,296		
推 定	1,872.9	1,433.2	1,300		
予 想	2,778.7	1,822.4	1,683		
計	7,857.5	5,640.3	5278.9	67.2%	6.4%

(ハ) 木節粘土

調査鉱山数 (15)

	埋 蔵 鉱 量 (千 t)	可 採 粗 鉱 量 (千 t)	実収鉱量 (千 t)	採鉱実収率 (%)	ズリ混入率 (%)
確 定	1,872.4	1,659.8	1,660		
推 定	1,041.3	941.7	942		
予 想	6,631.6	6,387.3	6,387		
計	9,545.3	8,988.8	8988.3	94.2%	0.0%

(二) 蛙目粘土

調査鉱山数 (12)

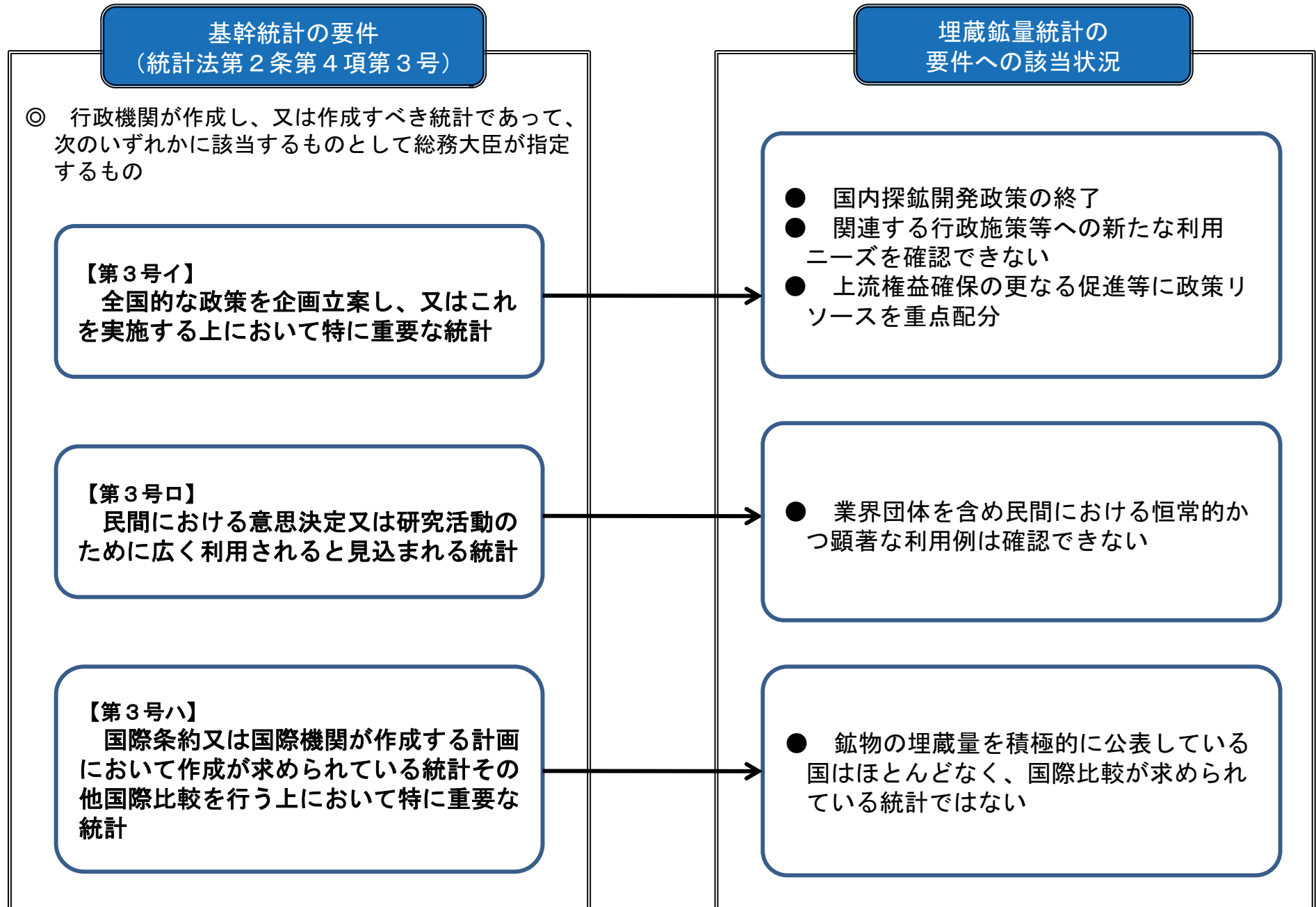
	埋 蔵 鉱 量 (千 t)	可 採 粗 鉱 量 (千 t)	実収鉱量 (千 t)	採鉱実収率 (%)	ズリ混入率 (%)
確 定	6,225.8	5,153.3	5,117		
推 定	3,339.9	2,918.8	2,919		
予 想	11,346.1	11,156.1	11,156		
計	20,911.8	19,228.2	19191.5	91.8%	0.2%

(注) 上記以外の鉱物については、秘匿のため非公表または対象鉱山なし。

【用語の定義】

- (1) 埋蔵鉱量
地かく中に現存する鉱床の質量をいう。
- (2) 可採粗鉱量
現存する鉱床の採鉱によって出鉱すべき粗鉱の質量、すなわち、埋蔵鉱量のうち採鉱し得る量に混入すべきズリの量を加えた出鉱予定量をいう。
- (3) ズリ
採鉱の際、鉱石に伴って混入される無価値な岩石をいう。
- (4) 確定鉱量
適当な区画（分布線又は坑・単位確定面及び確定面によって形成された容積）により容積が確認された鉱量をいう。
- (5) 推定鉱量
適当な区画により確定されてはいないが、採鉱の結果及び鉱床の性質により容積が推定される部分の鉱量をいう。
- (6) 予想鉱量
確定鉱量及び推定鉱量としては計上できないが、地質鉱床的に容積が予想される部分の鉱量をいう。

埋蔵鉱量統計の基幹統計の要件への該当状況

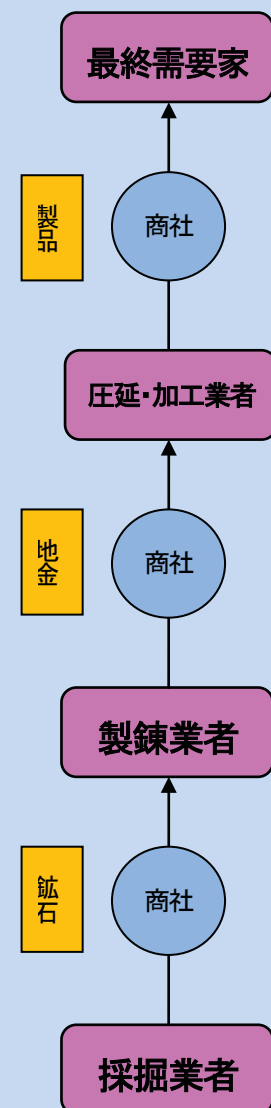


鉱業法に基づく鉱物資源の実態把握状況

把握対象	把握事項	把握手段
陸域鉱山 (金鉱、銀鉱等26鉱種)	埋蔵鉱量、可採粗鉱量、 採鉱実収率等	埋蔵鉱量統計調査 (基幹統計調査)
金鉱、銀鉱等41品目(種)	生産数量及び生産金額	経済センサス-活動調査 (基幹統計調査)
石油 (シェールオイルを含む。)	鉱産物の数量、販売数 量、金額及び販売先	鉱業法に基づく 定期報告 (行政記録情報)
可燃性天然ガス (メタンハイドレートを含む。)		
海底熱水鉱床 (金鉱、銀鉱等19鉱種)		
海底堆積鉱床 (銅鉱、鉛鉱等9鉱種)		
アスファルト		

非鉄金属等に関する主な統計の体系

動態統計



○経済産業省生産動態統計調査(基幹・毎月)

＜鉱物及びコークス月報、非鉄金属月報及び非鉄金属製品月報（伸銅製品）＞

【調査対象】

鉱物（金鉱（精鉱）、けい石、石灰石等）、非鉄金属地金（電気金、電気銀、電気銅、電気鉛、電気亜鉛等）及び非鉄金属加工製品（銅製品、黄銅製品等）を生産している事業所

【調査項目】

生産・出荷・在庫の数量等

○貴金属流通統計調査(一般・毎月)

【調査対象】

貴金属（金地金、プラチナ、パラジウム）の生産及び流通を取り扱っている生産者、輸出入業者及び貴金属商

【調査項目】

生産数量、輸出入数量、供給量、在庫数量等

○非鉄金属等需給動態統計調査(一般・毎月)

【調査対象】

電気銅、電気鉛、電気亜鉛、ニッケル、コバルト、タングステン、モリブデン等 21 品目の生産、販売、消費している事業所

【調査項目】

生産量、販売量、消費量、在庫量等

○非鉄金属海外鉱等受入調査(一般・毎月)

【調査対象】

銅、鉛、亜鉛の製錬原料を海外から受け入れている事業所

【調査項目】

銅、鉛、亜鉛の鉱石及び粗銅、粗鉛の輸入数量

構造統計

○経済センサス活動調査(基幹・5年)＜鉱業、採石業、砂利採取業調査票＞

【調査対象】

日本標準産業分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」に属する事業所

【調査項目】

経営組織、開設時期、従業者数、売上及び費用の金額、事業別売上金額、主な事業の内容、鉱業活動に係る費用、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、ろう石、石灰石等 64 品目（種）の生産数量及び生産金額

○埋蔵鉱量統計調査(基幹・5年)

【調査対象】

金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、けい石、ろう石、石灰石、ドロマイト等 26 鉱種の鉱業権者

【調査項目】

埋蔵鉱量（鉱種、鉱量、品位、含有量）、可採粗鉱量（鉱種、鉱量、品位、含有量）、採鉱実収率等

(参考 1)

公的統計の整備に関する基本的な計画
(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定) (抜粋)

別紙

1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備

(4) 基幹統計から除外する統計

府省名	統計名	理 由	実施時期
経済産業省	埋蔵鉱量統計	本統計は、昭和25年8月に指定統計として指定され、平成16年から5年周期の調査として実施されてきているが、その重要性が低下してきていることから、今後、基幹統計調査として実施する必要性に乏しく、一般統計調査として実施することが適当である。	平成22年度以降に到来する調査の実施時期までに措置する。

平成 23 年度 統計法施行状況報告
(平成 24 年 6 月 14 日総務省) (抜粋)

別編

別紙

1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備

(4) 基幹統計から除外する統計

統計名	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	今後の見通し
埋蔵鉱量統計	○ 平成21年度まで基幹統計調査として実施。平成24年度中を目途に調査廃止の手續等を行う予定。	平成24年度中を目途に廃止する予定

統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第五条第一項に規定する国勢統計

二 第六条第一項に規定する国民経済計算

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計
その他国際比較を行う上において特に重要な統計

5（略）

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7～12（略）

（基幹統計の指定）

第七条 総務大臣は、第二条第四項第三号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。